

郷土あれこれ

郷土館だより

第33号

五日市町立

発行 五日市町郷土館 東京都西多摩郡五日市町五日市920-1 電話 0425-96-4069

山持はどうして生まれたか

秋川谷林業史その2

付 新文化財紹介



奥中山の山絵図

はじめに 養沢村の場合

昭和60年発行、郷土あれこれ8号「山持はどうして生まれたか—秋川谷林業史序説」で、周辺住民が薪や落葉を採る共同利用の山=入会山であった江戸時代の秋川谷の山々が、現在の私有・公有の杉松山に変っていった経緯を説明した。

その中で、五日市村の有力商人森田十兵衛が、代官所と組み、養沢村の長岳谷、鏡沢、三津合谷、菅沢谷にわたる広大な地域に杉9万8千本を植えた話を紹介した。時は文政11年（1828）で、十兵衛は金百両を養沢村へ貸し、村ではその金で苗木を買い、滞納年貢を清算した。その後村では十兵衛へ返金できぬまま造林した半分を十兵衛へ引渡した。

十兵衛は34年後の文久2年に、成木した杉を売って投

資金を回収、その際、代官所へ冥加金百両を納めている。村は労力、十兵衛は金力、代官所は権力（入会山の使用許可と官許事業としての村人への威圧）を提供、三者それぞれの代償を得たようである。

伐木した跡地が再び植林され、育林の第二ラウンドを迎えたことは申す迄もない。その後、森田家の持山の中に鏡沢山が入っているようだが、その発端はここに発する。（資料 田中平作家、森田家、萩原家各文書）

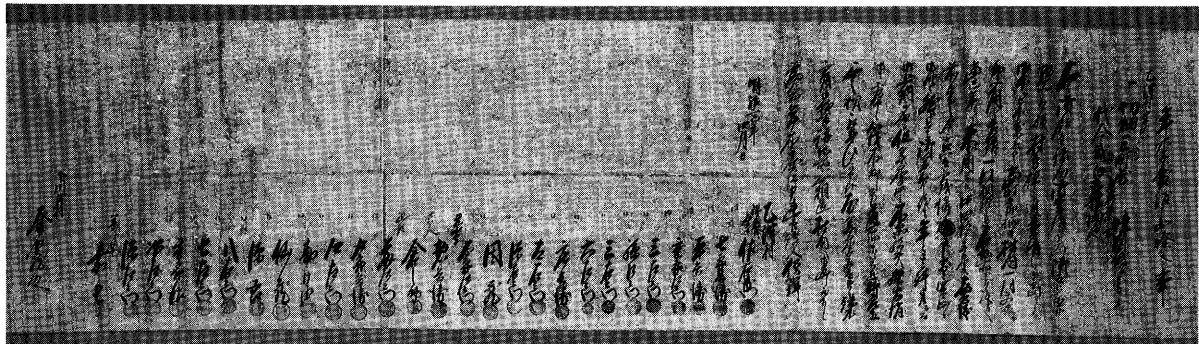
1. 領主の御林山 乙津村の場合

一昭和63年2月2日、五日市町乙津落合の山崎肇家を尋ね、旧乙津村の初期造林に関する興味深い文献に出逢った。以下の記事はこれに基づく（石井）――

養沢村が代官所の斡旋で森田十兵衛から百両借りた文政11年、隣村乙津村では名主たちが、領主米津氏の郡方役所へ呼び出され、上納金250両を仰せつけられた。名主たちは文字通りびっくり仰天、お断り申しあげたが郡奉行は今年分150両は是が非でもという。米津氏は1万3千石程の小大名で、江戸後期の諸大名の例に洩れず、お台所は火の車である。上納金は一応年貢の前借りの形をとるが、返済されるあてはない。そこで名主は一計を案じ、ご領内「中山」の御散地（使用していない荒地）の雑木を伐り払い、ここに一戸百本宛の杉松を植え、乙津村119戸の惣百姓が御林をそだてますので、それで何とぞご勘

弁をと計画書、絵図面を添えて願出た。苗代をお下げくだされば育林の労力は村方で提供いたしますという。しかし成木するのに35年はかかる。領主側はそんな悠長なことでは承知しない。そこで村内の「有徳の百姓」（金持ち百姓）を呼べということになり、その造林計画を担保に金を貸せと郡奉行直々に個別交渉を始めた。呼び出された百姓たちは皆、「平にご用捨」と逃げたが、中に一人元次郎（山崎肇家先祖）が引受け大枚250両を上納した。いずれ御林山が成木し、売却できた暁には上納金を取戻すことになるが、遠い先の話であるし、それまでの山の世話が大変である。彼は「御林守護役」を仰せつかり、苗字帯刀を許された。村人を山の世話に駆立て、山火事等の監視もする。その為の権威を領主側で与えたわけだ。ここでおさまらないのは名主市左衛門恵仙蔵で、元次郎の奴、出すぎたことをしたものと村役人や百姓を集め、不協力体制をとった。百姓たちも、お林山といつても中には元次郎の山のために、ただ働きを強制されるのは馬鹿臭いと名主側に同調する。元次郎にしてみれば、大金を投じて村の難儀を救ったのに、ボイコットを喰ってはたまらない。郡奉行に泣きつき村側に圧力をかけて貰うこととした。この一件の争い文書の日付は天保7年（1836）

2. 奥中山の共有林



旧家の文書を読みあさっているうち、関連文書に出会うのは楽しいものである。そこで一種の謎解きが行なわれる。たまたま乙津軍道の栗原秀年家（屋号宝出）の文書整理中、乙津中山の山証文に出逢った。例の山崎家文書の御林山も中山、と思わず手にとると、なんと同一の山の「年季売渡し証文」であった。（写真参照）時は明治2年4月、場所は奥中山、切畠三町歩（絵図前掲）、杉桧植込1万5千本で代金はなんと250両であった。差出人（賣方）は連名で、乙津の組々総代、名主、組頭の他に、元山守惣兵衛という名がみえた。惣兵衛は元次郎の子で、山崎家の世襲名でもある。文面にこの山は「御領主用に取立

1月である。元次郎は天保9年に没しているので、ゴタゴタのあげく、成果をみることもなくこの世を去った。その後弟常吉が山守役を勤めている。山崎家に刀や十手が残っているのは、この役儀柄と思われる。

係争文書の中で元次郎が「250両は年37両余の利分（15%計算）を生む金である」と、自分の犠牲を強調すれば、名主側では「元次郎は苗字帯刀目当て金を出した」とその野心を非難している。「元次郎は慢心者」という文書の字句には、元次郎が郡奉行に通じ、村内序列までおびやかしたことに対する憤りと嫉妬の気持が透けて見える。五日市村の十兵衛は養沢村の名主儀三郎と組んで持山の管理を裏側から行ったが、元次郎の場合、同じ村内で直接村人を使役する立場にあつただけ、風当りが強かったと思う。

山崎家には江戸時代中期からの山の売買文書が10数通残っているが、それが「有徳」の原因であろう。しかし元次郎が一世一代の大金を投じた中山の御林一件の結末はどうなったか。養沢村の森田十兵衛の山同様、この御林も幕末には伐期がきている筈であるが、山崎家には結果を明らかにする文書は見当らない。

てたものだが、今般村方へお下げ渡された。」とある。買手は下川口村の登名造、契約は40年季（40年後に上木を伐り、山は返す）である。これでみると植付後あまり年月を経ていない山であることがわかる。

元次郎らが仕立てた林はやはり幕末に売れていた。その跡地に杉桧1万5千本が植えられ、まだ下刈りも完全に抜けていない若木の風にそよぐ山を一刻も早く現金のほしい村人が売ったのであろう。領主が山を村へ返したのはご一新のおかげかも知れない。ところで、この文書がなぜ栗原家にあるかの謎は、貼布された戸長役場の証明書により明治17年栗原家個人所有の山となっているこ

とで判然とした。最早村の山ではない。栗原家では下川口の登名造氏から契約より10年も早い明治30年に山の返還をうけている。今度は栗原家個人の手で第3回目の植林が行なわれたことであろう。

奥中山は秋川の南岸、桧原寄^{より}にあり、登りつめれば臼杵山（842m）に至る。入会地として利用するには奥すぎる。この山を最初の杉山にするのには、どれほど労力を要したことであろう。いずれにせよ原始の山を伐り開き大型造林を実施するには何か特殊なきっかけが必要と思われる。領主の財政窮乏が原因となった乙津村、年貢滞納が口火となった養沢村の場合等である。そして、そこに森田十兵衛や山崎元次郎のような金主が出てくる。スponサーなくしては事は始まらない。最後にそして常に汗水を流すものとして、村人の出番がある。村人の場合、流した汗に見合うものが、均霑されることは、まずない。

（注）落合の山崎家では、ご当主肇氏が昨年10月逝去された。文書所有者はご子息強氏となる。

おわりに　いま山は

終戦後一時林業ブームに湧いた。五日市の山はその昭和2、30年代に植えた木がようやく成木し、秋川谷は杉を中心とする人工林に覆われている。自然環境を保全する立場から、雑木の伐りすぎが反省されている程である。しかしそれ以上に問題は外材の輸入と人件費の騰貴に挟み撃ちされた林業経営の破綻である。林業家は熱意を喪失した。～お江戸が焼けて山栄ゆの秋川谷は静まりかえっている。山持は手をつけるだけ損をまねく。間伐もされず放置された山は、婚期を逸した四十男の蓬髪のようにみえる。しかし一旦離れた林業労働力は今となっては金をつんでも戻る見込みがないところに深刻さがある。

目を世界に転ずれば、森林の減少が地球の危機として叫ばれている。いつまで外材が安く手に入るかわからぬいし、日本の山は酸性雨に襲われないという保証もない。

話は飛躍するようだが、林業経営が狭い国内の視点だけに留まっていられない所に今後の問題があろう。

町の新文化財紹介

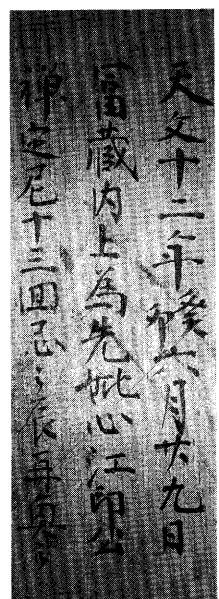
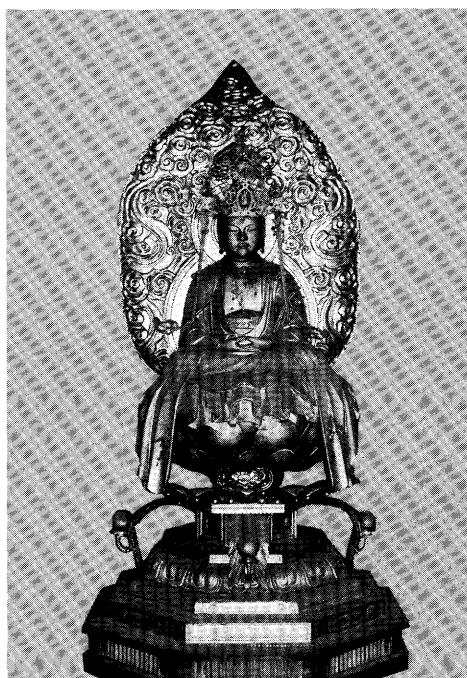
調査の光を当てた二つの文化財

一町の文化財保護審議会では、當時町内の文化財の発掘、調査、保存に活動しているが、この程次の二点の調査を行った。これらは今回正規の手続きを経て町指定文化財となったが、この際調査内容を公開し、広く町民にお知らせすることにした。――

1. 広徳寺本尊

木造 聖観世音坐像 一躯

寄木造で、総高（台座より光背の先きまで）85cm、像高34cm、像は金色塗り、面貌は端整円満で、華麗な宝冠と蓮座に垂れた納衣が威容を増している。台座の裏側に「天文十二年癸卯六月廿九日 富蔵内上為先妣心江印公禪定尼十三回忌之辰再興之」とあり、一応の説解を示すと、「天文12年（1543）みづのと・う6月29日富蔵（後注）内（内方、奥さん）先妣（亡き母）の為に上す（寄進す）。心江印公禪定尼13回忌の日、之を再興す」となるが、さらに立入ると天文12年は鉄砲伝来の年で、後北条氏の勢力はまだ当地に及んでいない。当秋川流域では戸倉地区を中心に南一揆衆という地侍連が勢力



台座裏墨書

をもっていた。富蔵は戸倉とも読む。「とくら殿」と呼ばれる有力者がいたのではないかという推察もなされる。かりに「とみぞう」と読んでも単なる百姓でなく、一廉の人物でなければ、こんな立派な仏像を寄進できるはずはない。その夫人が亡母の為に寄進した。その母即ち心江印公禪定尼の13回忌の日（辰は干支のたつではなく、吉辰などという辰、即ち日とか時と読む）これを再興した。再興は前に何らかの御本尊があつたが、火事や事故等で失われたか、朽ち損じたので、新しく造った意である。

この像の背に「^{とき}當時明治十二年卯三月 塗師栗林春吉、当山廿二世仁宗代」と墨書があった。明治に塗り直したのである。これで、現在金色さん然としている謎が解けた。いずれにせよこの仏像は像そのものの価値といい、寄進の年代、事由の明白さといい、町の文化財として推奨するのに充分以上のものがある。「富蔵」は誰か、当地の歴史の謎、課題が又一つ増したことにはなる。

2. 玉林寺本堂

天井絵

四十八枚一組

玉林寺本堂の天井絵は、内陣の格天井の格子一榀ごとに円を描き、その中に草木、花鳥と竜を配したものである。銘が「嘉永六癸丑仲秋 應需 真益 藤原善信筆」と入っている。絵は狩野派の典型ともいえる整った筆致で、精緻に描かれており、室内だけに保存の状

況がきわめてよい。ところで、この藤原善信とは何者か。実は五日市在住の幕末期の画家で、現在小庄（五日市町五日市1209）にお住いの庄嘉平氏の四代前の御当主である。善信の作品は菩提寺小庄の玉泉寺に大きな釈迦涅槃図（掛軸）があり、さらに大悲願寺仁王門の天井絵が既に町の文化財に指定されている。（両袖森田五水、中央通路善信と分担）彼はこの格天井に得意の百花図を描き、「安政六年九月、狩野養信門人狩野善信」と銘を入れている。大悲願寺の仁王門は仁王の頭上に描いた五水の迦陵頻伽図が評判となり、善信は陰にかくれた。絵も風塵にさらされ、色あせてみえる。しかし彼が当時多摩地区で盛名のあった森田五水（平井の人）と並んで筆を振ったのは、恐らく玉林寺天井絵の実績が認められた為と推測される。善信が五日市出身の画家だけに、その代表作品「玉林寺天井絵」は町の文化財として推奨したいというのが審議会の一致した結論であった。

善信は名を啓造といい世襲名勘左衛門とも名乗っている。庄家は小庄地区第一の旧家で、家産もあったと思われるが、幕末期、当地で画家として一本立ちするのは至難の業であったろう。玉林寺からの注文は願つてもない機会である。彼が銘に應需（求めに応じて）と書き込んだのは、彼の喜びと張り切りを表現したように思えてならない。彼は明治初年に没した。

尚、玉林寺天井絵は調査に立会われた女子美大教授斎藤経生氏もすぐれた作品と推奨された。（文責 石井）



天井絵の一部（4分の1）